

土岐・瑞浪調査に向けた事前調査
東濃鉾山、東濃地科学センターおよび土岐市、瑞浪市の関係性と動向

東濃という地域の概要：

岐阜県を構成する飛騨と美濃の内、美濃（西・中・東に大別される）の東部。超深地層研究所問題に直面している瑞浪市・土岐市（そして多治見市など）は、東濃の中でも西側の地域にある。

名古屋市から JR 中央線で約一時間の距離であり、名古屋市に通勤する人が多いためにベッドタウンとしても人口が増えている。

花崗岩の上に花崗岩が風化してできる陶土が堆積する地質から、「美濃焼」という陶磁器の産地である。古くから、瑞浪で陶土を掘り、土岐で製品化し、多治見で販売するという地元産業の分担が行われ、三市は密接な関わりを持っていたとされる。近年、こうした地元産業の立て直しが課題とされている。

※スローガン『新首都は 東京から東濃へ』の掲示に見られる新首都移転誘致運動

⇒ かつて岐阜県知事が先頭に立って展開された。「新首都移転」はこの場合、遷都（首都の全てを移転）ではなく、首都に置かれている機関の一部（国会等）を東京 23 区以外の場所へ移すことを指す。具体的な動きとしては、

1992 年：「国会等の移転に関する法律」が成立、これに基づき候補地の選定などの準備作業に入る。
（1995 年の地下鉄サリン事件や阪神・淡路大震災も首都機能移転論を後押しする要因となった）

1999 年 12 月：「国会等移転審議会」が候補地として 3 地域を選定

⇒ 「栃木・福島地域」、「岐阜・愛知地域」、「三重・畿央地域」

（1. 現首都東京との距離がそれほど遠くない地域、2. 陸・海・空での国際的な将来性をもつ地域、3. 自然災害（地震・火山・津波など）の少ない地域、4. 広大な平地を持つ地域、5. 各地からの交通利便性が選定の条件）

その後、それぞれの地域において誘致運動が活発化していくが、中央における首都移転論は沈静化していく。

2003 年：衆参両院の「国会等の移転に関する特別委員会」にて、「移転は必要だが、3 候補地の中でどの候補地が最適なのか、絞り込めない」という形で中間報告を採択（※事実上の凍結宣言）

その後、国政の間では議論されていない。

⇒ 中央との関係性や、岐阜県や市町村にとってのこの地域の位置づけは、幌延におけるそれとは大きく異なると考えられる。

東濃鉍山の概要：

この地域の大きな特徴のひとつとして、ウラン鉍床が存在することが挙げられる。（日本におけるウラン鉍床は、岐阜県土岐地域と鳥取・岡山県境の人形峠地域の2ヶ所のみ）

歴史的経緯

1962（昭和37）年12月に旧通産省地質調査所が旧国道21号沿いでウラン鉍床の露頭を発見したことに始まり、1965（昭和40）年9月に原子燃料公社（のちに動力炉・核燃料開発事業団に改組）が土岐市肥田町に東濃探鉍事務所を開所、ウラン鉍床の形態や鉍石の分布状況を明らかにする目的で調査立坑や坑道が掘削されるが、採算のあう埋蔵量ではないことなどから、結果的に鉍山が稼働することはないままウラン探鉍を終了している（1988年）。

⇒ 1986（昭和61）年からは地層科学研究が始められた。（鉍山の坑道を放射性物質の処理にかかわる基礎実験施設として利用し、おもに岩盤中の物質移動に関する研究などに活用）

※ この事業内容の変更に関し、土岐市の動燃事業所は土岐市長にのみ変更を伝え、住民や議会にはいっさい説明しなかったとされる。そのため地域の住民は、のちに超深地層研究所計画（※詳細後述）が発表されるまで、この地で動燃はウラン探査をしているという認識であった（兼松，2001）

東濃鉍山における地層科学研究は2004年3月に終了し、2010年からは閉山措置が始まり、坑道を埋める作業が2012年3月から行われている。現在も閉山措置中だが、ウェブサイトにおける坑道充填状況の情報は平成25年度末までしかアップデートされておらず、現在の状況の詳細は明らかではない。

⇒ 2012年12月に開催された超深地層研究所安全確認委員会において、『第2期中期計画の平成26年度までに坑道を全部埋め戻し、第3期中期計画の平成27年度以降は、廃止措置などを行い、最終的にモニタリングをして終了する計画』と説明されていた。

東濃地科学センターの概要：

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（略称：原子力機構、JAEA；旧動燃）の拠点（研究開発部門に属する研究所）のひとつであり、地層科学研究（深地層の科学的研究）を行っている。

主要な研究事業として『超深地層研究所計画』、地質環境の長期安定性に関する研究、その他に広域地下水流動研究や東濃鉍山の閉山措置を進めている。

具体的な施設として、以下の3つが挙げられる。

◇ 瑞浪超深地層研究所：

瑞浪市から借りている東濃研究学園都市インターガーデン内の市有地にて、立坑や水平坑道などを設置した研究開発を2002（平成14）年より行っている（『超深地層研究所計画』）

⇒ 結晶質岩（花崗岩）を対象とした研究（⇔堆積岩を対象とした研究／幌延深地層研究センター）

◇ 正馬様（しょうまさま）用地：

瑞浪市内の日本原子力研究開発機構の所有地。超深地層研究所は当初ここで開始された（平成8年）。現在は、既存のボーリング孔などを用いた断層周辺の地下水の研究を行っている

◇ 土岐地球年代研究所：

（地質環境の長期安定性を含む）ネオテクトニクス研究＝火山や活断層といった地層処分に影響を与える自然現象についての研究や、地質試料の年代を測定する技術の開発を行っている。1978年に土岐市泉町定林寺に土岐事務所として開設。2014年11月に名称を変更。



図：東濃地科学センターの施設のそれぞれの位置関係

『超深地層研究所計画』：

平成 8 年に正馬様用地で開始され、平成 14 年からは瑞浪超深地層研究所において主に研究を進めている。計画は大きく 3 つの段階に分けて進められる。

第 1 段階	地表からの調査予測研究段階 まず地表での地質調査に加え、人工的な地震を利用することによって地層の重なりやずれなどの地質の構造を調べる。続いてボーリング調査を行い、地下深くの岩石や地下水などについて調べ、地下の様子を予測する。	平成 8 年度開始～平成 16 年度終了 （当初計画では平成 13 年度頃に終了する予定であったが、遅れが生じた）
第 2 段階	研究坑道の掘削を伴う研究段階 実際に坑道を掘削しながら調査をし、第 1 段階で予測した地下の様子とどの程度合っているのかを確認。さらに、坑道の掘削が地下深くの岩石や地下水に、どのような影響を与えるのかを合わせて調査する。 ※遅れの原因は、工事着手が平成 15 年度であったこと、処分事業に対し研究が先行しすぎないよう調整を図ったため （『平成 26 年 9 月 19 日知事面談時のご質問に対する回答』に記述あり https://www.jaea.go.jp/04/tono/miu/h260925siryou_tuika.pdf ）	平成 16 年度開始～平成 25 年度一旦終了 （当初計画では、平成 12 年度頃から掘削および研究を開始、平成 19 年度頃に終了の予定）
第 3 段階	研究坑道を利用した研究段階 地下の坑道が完成すると、地下深くの岩石や地下水がどのように変化していくのかを直接調べることが可能となる。地下深くでどのような現象が起こるのかを詳しく研究する。（岩盤中の物質の移動に関する調査研究など）	平成 22 年度開始 （当初計画では、平成 15 年度頃から開始し、平成 27 年度頃に終了する予定（13 年程度）であった）

超深地層研究所計画の実施にあたっては、地元自治体と三つの協定を締結し、放射性廃棄物を持ち込まないことや、将来にわたって研究所を処分場とはしないことなどを、約束している。

市有地は、20年間の予定で借りており、地層科学研究の終了後は埋め戻して返却することになっている。ただし、瑞浪市が希望する場合は研究施設の跡利用がなされることとされており、そのための利用方策について関係自治体や地域の代表者・有識者の参加を得た『超深地層研究所跡利用検討委員会』が設置されている。

超深地層研究所計画などをめぐる主な動向：

1962（昭和 37）年	旧通産省地質調査所が旧国道 21 号沿いでウラン鉱床の露頭を発見
1965（昭和 40）年	原子燃料公社（のちに動力炉・核燃料開発事業団に改組）が土岐市肥田町に東濃探鉱事務所を開所
1973（昭和 48）年	東濃鉱山調査立穴竣工
1986（昭和 61）年 4 月	地層科学研究開始 ※土岐市の動燃事業所は土岐市長にのみ事業内容の変更を伝えられた（5 月 28 日）
1991（平成 3）年	東濃鉱山第 2 立穴竣工
1992（平成 4）年	広域地下水流動研究開始
1995 年（平成 7）年 2 月	旧動燃、従来から実施してきた地層研究の経緯を踏まえ、地層科学研究を一層拡充するため、月吉区にある正馬様用地に超深地層研究所を設置することとし、その計画を岐阜県、瑞浪市、土岐市に対して説明 （それ以降、岐阜県などが進める『東濃研究学園都市構想』と照らし合わせ、岐阜県および両市と検討した上で、計画を取りまとめたとされる）
1995 年（平成 7）年 8 月 21 日	超深地層研究所計画発表 （瑞浪市議会に説明するとともに、報道機関に公表） ※ 研究所計画は、地層処分技術の基盤的な研究を進めるための施設であり、将来的にその場所を地層処分施設にしないというもの
	研究所計画の公表直後より当該地域の住民の中から、「研究所あるいはその周辺が高レベル放射性廃棄物の処分場になるのではないか」といった懸念や公表前に予め知らされていなかったことについての不満が表明された（西尾，2016）
8 月 26 日（月吉地区）	動燃が瑞浪市内各地区で説明会を開催 瑞浪市長は、市民の懸念を払拭するために、各地の説明会に 10 数回出席し自ら説明するなど、市民の理解を深めることに努めた 説明会の中では、科学技術庁長官名の処分場にしないという警約書を求めるよう要求などが出された。
8 月 31 日	「放射性廃棄物を持ち込ませないし、高レベル放射性廃棄物の処分場にするものではない」とする回答書が（原子力局長より）瑞浪市長にだされた。
9 月	9 月 7 日に開催された月吉区での第二回説明会において、当時の月吉区長から超深地層研究所を設置する正馬様用地に放射性廃棄物を持ち込まないことや同用地を最終処分場にしない旨を示した国の確約文書が要請された（既に得られている回答文が、科学技術庁名でないとして）ことに対し、市長は当時の科学技術庁（動燃事

	業団の監督官庁にあたる)に要請し、科学技術庁長官からも同様の回答を受け取った(1995年9月13日付)
12月22日	研究所計画については、瑞浪市議会における地域開発特別委員会に付議され、審議が重ねられた。 地域開発特別委員会は、第5回定例議会本会議において「本議会の名において「放射性廃棄物は持ち込ませない、処分場にしない」とする安全性確保の保持を目指す宣言をし、当施設を受け入れることに同意することに決した」とする同委員会における審議結果を報告 この結果を踏まえ、「瑞浪市は、本計画の推進が豊かな自然と調和した郷土の発展に役立つとの認識に立ち、市民に不安を与えることなく、研究終了後も将来にわたって放射性廃棄物の持ち込みについては、いかなる場合であっても認めないし、放射性廃棄物の最終処分場については一切受け入れない」とする研究所計画の安全の確保に関する決議が採択された
12月28日	岐阜県・瑞浪市および土岐市と、旧動燃が 四者協定「東濃地科学センターにおける地層科学研究に係わる協力」締結... (p.4)
	旧動燃は、地域住民の理解を深め信頼を回復するための取り組みを行ったが、地下に研究所を建設することに対し、その建設予定地を含む瑞浪市明世町月吉区の合意には至らない状態が続いた(西尾, 2016) 協定締結後も、月吉区の大半の住民が建設に反対し、原子力機構所有地の正馬様用地に至る道路の測量すら認めず、建設が行き詰まったとされる
1996(平成8)年	超深地層研究所計画開始(正馬様用地にて)
2月6日	第1回瑞浪市議会臨時会で住民投票条例の制定を求める直接請求を不採択
6月13日	瑞浪市長、研究所安全確保のための安全確認委員会を月吉区住民不参加のまま発足させると発表
8月13日	第1回超深地層研究所跡利用検討委員会(※月吉区民不参加)
1997年11月	動燃が、11月17、18日に予定していた土岐市を中心とするヘリコプターによる空中物理探査(広域地下水流動研究の一環)予備調査を、市民団体や土岐市議会の申し入れで中断。(市民団体、土岐市議会は予備調査面積が国が公表している高レベル放射性廃棄物の処分場面積(4平方km)と一致するため、調査地域がそのまま処分場になる疑いがあるとして調査中止を申し入れた。) ※ 土岐市は10月時点で動燃から調査の説明をうけていたが、市議会には知らせていなかった
12月24日	土岐市長が市域内に放射性廃棄物を持ち込ませないことを盛り込んだ環境保全都市宣言を行う
1998(平成10)年 5月28日	土岐市議会全員協議会は「土岐市を放射性廃棄物処分場にしない」確約書を科技庁に求めることを決定。
9月18日	科学技術庁長官、「貴職をはじめとする地元が処分場を受け入れる意志がないことを表明されている状況においては、岐阜県が高レベル放射性廃棄物の処分場になる

	ことはない」とする回答（確約書）を岐阜県知事に提出。知事と土岐、瑞浪市長、動燃の研究実施区域に放射性廃棄物が持ち込まれる場合は搬入を阻止するという確認書を交わす。
10 月 1 日	動力炉・核燃料開発事業団から核燃料サイクル開発機構に改組
1999（平成 11）年 1 月 13 日	1997 年 11 月以降中断されていたヘリコプターによる空中物理探査、地上電磁探査が、住民や土岐市議会反対の中で強行される
3 月 23 日	土岐市議会で土岐市側提案の「土岐市環境保全に関する条例」の一部改正による放射性廃棄物持ち込み禁止条例（①）と、議員提案による「土岐市放射性廃棄物等に関する条例（案）」（②）の 2 条例（案）を可決、3 月 30 日に公布 ① 従来からある生活環境保全条例の「市の責務」の条文に「放射性廃棄物の持ち込み禁止」という語句を入れたもの ② ①では不十分であるとして、土岐市環境保全都市宣言を具体化したものという位置づけ。提案時の（案）が付いたまま条例名となった。「最終処分場とそれに関する全ての施設の建設」「放射性廃棄物等の持ち込み」を拒否して、立入調査権、操業停止請求権を明記している。
4 月	土岐市長選挙 土岐市会議員の金津保氏が現職の市長に対抗して立候補するが、当時現職の市長が 18,292 票、金津氏が 17,632 票を獲得する結果となり、660 票差で敗れる
7 月 11 日	任期満了に伴う瑞浪市長選挙 研究所計画に推進の立場の当時の現職の瑞浪市長と研究所計画の白紙撤回を訴える新人候補者 1 名（藤中ちえみ氏）が立候補したことで、研究所計画が 1 つの争点となった ⇒ 投票の結果、当時の現職の瑞浪市長が 14,843 票、新人候補者が 4,768 票を獲得し、当時の現職の瑞浪市長が再選した（有権者数；31,772 人、投票率；62.35%）
9 月 26 日	土岐市議選挙において、超深地層研究所建設に批判的な超党派の「かけはし」グループの候補 5 人が当選
2001（平成 13）年 6 月 29 日	高嶋瑞浪市長（当時）が、原子力機構に対し、建設のために瑞浪市有地を提供すること（正馬様用地から約 1.4km 離れた同じ明世町内の山野内区および戸狩区にまたがる市有地約 7 万 5 千 4 百 20 平方メートルへの移転）を提案、原子力機構が受け入れる （その後市長は、四者協定を締結した岐阜県知事および土岐市長ならびに同協定締結の立会い者である経済産業省の確認を得て、資源エネルギー庁には電源三法交付金を要求した）
7 月 19 日	瑞浪市議会全員協議会、瑞浪市連合区長会、明世町月吉区の住民、明世町戸狩区および山野内区（当時；合わせて約 300 世帯）の住民を対象にそれぞれ説明の場を設け、市長自ら建設場所の移転について説明を行う
12 月 11 日	第 4 回瑞浪市議会定例会において、議員発議による 2 つの条例案（「瑞浪市放射性廃棄物に関する条例の制定について」（共産党案）、「放射性廃棄物等の持ち込み拒

	否に関する条例の制定について」(公明党、民主クラブ、清風会の3会派案))が提出される ※ 3会派案は持ち込みと処分場の拒否、共産党案は研究所そのものを拒んでいる
12月26日	瑞浪市議会定例会本会議において、 ・超深地層研究所に関する市有地賃貸借契約締結案を可決(賛成十五、反対五の賛成多数) ・「放射性廃棄物持ち込み拒否に関する条例」案が反対多数で否決 ・議決延期を求める請願も不採択となった
2002(平成14)年 1月17日 4月1日 7月8日	瑞浪市有地「土地賃貸借契約」および「土地賃貸借契約に係わる契約」締結 ⇒土地賃貸借契約の期間は20年間とされ、2022年1月までとされる 瑞浪超深地層研究所開所 瑞浪超深地層研究所造成工事着工
2003(平成15)年 7月17日	瑞浪超深地層研究所立坑掘削工事着工
2004(平成16)年 3月 10月	東濃鉱山における地層科学研究の終了 東濃鉱山の休止
2005(平成17)年 6月16日 10月 11月14日	深度100m予備ステージ貫通 核燃料サイクル開発機構と日本原子力研究所が統合し、独立行政法人日本原子力研究開発機構が発足 岐阜県および瑞浪市と「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定」締結
2007(平成19)年 7月 9月10日	3期12年、市長を務めた高嶋芳男氏の後任を巡った瑞浪市長選 高嶋前市長から事実上の後継指名を受けた水野光二氏が当選した 深度200m予備ステージ貫通
2009(平成21)年 1月10日 10月17日	深度300m予備ステージ貫通 深度400m予備ステージ貫通
2011年 10月18日	瑞浪市ウェブサイトにて、下記のメッセージを掲載: 『最近、インターネット上において、「瑞浪超深地層研究所に、福島第一原子力発電所事故で発生した放射性廃棄物が持ち込まれることになった。」という内容の記事、発言が掲載されており、多くの問い合わせをいただいております。 高レベル放射性廃棄物の処分のための研究は必要であり、我々の世代で解決の道筋をつける必要があるとの考えから、当市は、電力を使用する者の役割分担として、研究施設を受け入れました。 研究所の受け入れにあたっては、施設への放射性廃棄物の持ち込みを禁じること、

	将来にわたっても最終処分場にしないとの協定を、日本原子力研究開発機構、岐阜県、土岐市、瑞浪市の四者で締結しております。 また、平成 7 年 12 月市議会において、「瑞浪市は、研究終了後も将来にわたって放射性廃棄物の持ち込みについては、いかなる場合であっても認めないし、放射性廃棄物の最終処分場については、一切受け入れないことを決意し、ここに決議する。」という議決がなされており、将来にわたって市内への放射性物質の持ち込みはもちろんのこと、最終処分場を受け入れる考えは、一切ございません。』
2012（平成 24）年 7 月 30 日	深度 500m 予備ステージ貫通
2014（平成 26）年 2 月 4 日	深度 500m ステージ 水平坑道掘削終了
2014（平成 26）年	第 14 回超深地層研究所跡利用検討委員会 跡利用の方策を公募することが承認
2015（平成 27）年 8 月 21 日	第 15 回超深地層研究所跡利用検討委員会 副委員長を務める水野光二市長が、瑞浪超深地層研究所の跡利用の方法について、「公募は行わない。土地賃貸借期間の終了を迎える平成 34（2022）年 1 月 16 日までに、坑道を埋め戻した上で、瑞浪市に返還すべき」との方針を示した。（p.10）これにより、これまでに計 15 回に渡って開かれた跡利用検討委員会は、事実上役目を終えたとされる。 （市民団体の問い合わせに対し、岐阜県が 9 月 4 日付けで「瑞浪市長からの発言を受け、今後の跡利用検討委員会の取り扱いについては、四者協定の当事者間で検討することとなります」と回答）
9 月	高レベル放射性廃棄物の地層処分を目指す原子力発電環境整備機構（NUMO）が、土岐地球年代学研究所での年代測定の研究に参加する計画があると、東濃地科学センターが岐阜県に説明。 これに対し、県は東濃地域が最終処分地になると地域住民らに誤解を招く恐れがあるとの懸念を伝え、NUMO 参加の理由や具体的な研究内容について問い合わせている（2015 年 11 月 12 日毎日新聞）
11 月	市民団体が県庁を訪れ、共同研究を認めないよう知事あてに要望書を提出
2022（平成 34）年 1 月 16 日	原子力機構と瑞浪市の間の土地賃貸借契約の終了予定

瑞浪市の概要：

総人口	38,426 人（2017 年 1 月 1 日時点）
隣接自治体	恵那市、土岐市、可児郡御嵩町、加茂郡八百津町、愛知県豊田市
面積	174.86 平方 km

土岐市の概要：

総人口	59,479 人（2016 年 12 月 31 日時点）
隣接自治体	瑞浪市、多治見市、可児市、可児郡御嵩町、愛知県豊田市、瀬戸市
面積	116.02 平方 km

超深地層研究所計画をめぐる両市の主な動き：

		土岐市	瑞浪市
1995 年	超深地層研究所計画が公表される	計画は岐阜県、瑞浪市、土岐市に対して説明され、検討された上で取りまとめられた。	
12 月 22 日			「放射性廃棄物の持ち込みを認めない」「最終処分場は一切受け入れない」研究所計画の安全の確保に関する決議が採択
12 月 28 日	四者協定「東濃地科学センターにおける地層科学研究に係わる協力」		
1997 年		環境保全都市宣言	
1999 年		拒否条例（市側提案と議員提案の二条例）の可決	
2001 年			条例案の否決
2002 年			瑞浪市有地「土地賃貸借契約」および「土地賃貸借契約に係わる契約」締結
2015 年			瑞浪超深地層研究所の跡利用をせずに、賃貸借契約の期限の 2022 年 1 月末までに坑道を埋め戻して市に返却するよう要求

- 瑞浪市の月吉区住民は、計画公表の段階から、報道機関の報道によって初めて研究所計画を知ることになったことから、「研究所計画の公表前になぜ直接地元に伝えなかったのか」、「地元先に言わないのは道理が通らない」といった、動燃の説明順序に対する不満や不信感を表した
- 1995 年 12 月初旬に月吉区は、研究所計画を取り扱う区内の組織として「月吉区動燃対策委員会」を設置（月吉区を構成する 6 つの組からそれぞれ 3 名を選出した計 18 名からなる）。対策委員会は、研究所計画について理解するには時間を要することや、話し合いによって解決したいとする考えか

ら、動燃事業団と関係自治体で進めていた研究所計画の前提を明文化した協定の締結の一時凍結を求める請願書を、月吉区の中学生以上の住民の 97%にあたる署名とともに瑞浪市議会に提出した。他にも、協定締結の凍結を求める請願書が他の請願者から 2 件提出された。

⇒ 瑞浪市議会で地域開発特別委員会に付託され、審議された後、賛成少数によりこの請願は不採択となった。これを受け、市議会定例議会における審議の結果、これらの請願は不採択となった。

⇒ 月吉区は、協定締結（1995 年 12 月 28 日）の前日に区民集会を開催し、区として研究所計画に全面的に反対することを決定

- 計画推進派の市長の選出（1999 年の土岐市長選、1999 年および 2007 年の瑞浪市長選）

議事録（第 15 回超深地層研究所跡利用検討委員会）抜粋

（水野副委員長）

当研究所は、国内外を見ても非常に貴重な研究施設であり、これまでも本委員会において、研究終了後の有効利用の道を探って参りました。そうした中、去年の当委員会において、跡利用方策について広くアイデアを募るということで公募という手段が提案されたわけです。

私も一時は国家プロジェクト、または世界的なプロジェクトとしてこの施設が活用できないものかという思いもございましたが、公募という性質の施設ではないのではないかという思いもございまして、この 1 年間、私なりに色々熟慮させていただきましたし、また、市長と語る会などの席におきましても、市民の皆様からも、この研究所の在り方、そして跡利用についてのご意見などを聞く機会もございましたので、色々私もこの 1 年間精査をして参りました。

今までの検討委員会でのいろいろなご発言も尊重しなければいけないとは思いますが、私といたしましては、研究所の跡利用の検討につきましては、難しいのではないかと、これだけ大きな施設、大きな費用がかかる施設をこれから活用していくということは難しい、そういう機関は出てこないのではないかとこの思いに至りましたので、土地賃貸借契約の返還時の措置条項に基づき、埋め戻したうえで、市返還していただくのが良いのではないかとこのように思います。

機構におかれましては、機構改革の必須の課題もはっきりいたしましたので、必須の課題解決に向けて全力投球していただくことが、一番ベストな方法ではないかとの思いに至りましたので、私といたしましては、ここまで皆様に色々な協議を進めていただきましたけれども、跡利用に関しましては、検討をここで取りやめていただくといった選択肢がよいのではないかとこの思いでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。誠に長い間申し訳ありませんでした。

参考資料

東濃地科学センターウェブサイト

東濃地科学センター パンフレット「地層を科学する」

<https://www.jaea.go.jp/04/tono/pamph/tgcpamph.pdf>

西尾 和久、大澤 英昭『超深地層研究所計画における地域社会との共生に向けた活動から学んだ教訓—手続き的公正さと分配的公正さの視点から』原子力バックエンド研究 Vol. 23 (2016) No. 1 p. 9-24

西尾 漠編『原発のゴミはどこにいくのか——最終処分地のゆくえ』（2001）創史社

参考：

東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書

岐阜県、瑞浪市及び土岐市（以下「関係自治体」という。）並びに動力炉・核燃料開発事業団（以下「事業団」という。）は、事業団による（仮称）超深地層研究所（以下「研究所」という。）の設置にあたり、民主・自主・公開の精神に則り、下記のとおり協定を締結する。

記

- 1 事業団は、研究所について、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することは一切しないし、将来においても放射性廃棄物の処分場とはしない。
- 2 関係自治体は、第1項に規定する事項を確認するために、事業団に対して報告を求め、又は、研究所への立入調査を行うことができる。また、関係自治体は、必要があると認めるときは、関係自治体が設置する第1項に規定する事項を確認するための機関に当該立入調査を行わせることができる。
- 3 事業団は、関係自治体の意向を尊重し、地層科学研究終了後の研究所の利用計画を策定するため、出来る限り速やかに、関係自治体の参加を得た検討機関を設置する。
- 4 事業団は、研究所を岐阜県が進める東濃研究学園都市構想に相応しい国内外に開かれた研究施設とするため、地元大学をはじめとする研究機関等の参加を求めるとともに、地震研究等の学術的な研究の場として広く提供する。また、事業団は、研究所において、地震総合フロンティア研究の一部を担う研究を実施する。
- 5 事業団は、東濃地科学センターの運営に当たっては、地元雇用を優先するなどにより地元地域の振興に協力する。
- 6 この協定に定めのないことについては、関係自治体及び事業団において協議する。

平成7年12月28日

岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県知事

岐阜県瑞浪市上平町一丁目1番地

瑞浪市長

岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市長

東京都港区赤坂一丁目9番13号

動力炉・核燃料開発事業団 理事長

立会人

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

科学技術庁 原子力局長